

令和4年2月4日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市廃棄物減量等推進審議会
会長 藤原 健史

答 申

令和3年10月21日付高諮第16号で諮問のあった（施策案）高砂市指定ごみ袋制度の導入について、下記のとおり答申します。

記

本審議会では、指定ごみ袋制度の導入については、袋の価格にごみ処理手数料を上乗せするごみの有料化とは異なり、市民の経済的負担が少なく、高砂市の課題である不適正ごみの排出改善や家庭系ごみの減量化等に一定の効果が期待できる有効な方策であると考えます。

また、事務局案が示す指定ごみ袋に係る仕様等については、次のとおり意見を取りまとめておりますが、指定ごみ袋制度の導入にあたっては、市民に対して説明会の開催や広報等により丁寧な説明を行うとともに、十分な周知期間及び経過措置期間を設けた上で進められることを要望します。

【指定ごみ袋にかかる仕様等について】

(1) 指定ごみ袋制度の対象とするごみについて

導入の目的、課題の改善を図ることから、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の2種類で導入することが望ましいと考えます。

(2) 指定ごみ袋の規格について

容量については、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、大（45リットル）、中（30リットル）、小（15リットル）の3段階の容量とし、また形状については、平袋に加えて、持ち運びしやすく縛りやすい「取っ手付き袋」の2種類とすることが望ましいと考えます。

(3) 色、印字色について

隣接市と指定ごみ袋の違いが分かるように袋の色・印字色を設定するものとし、燃やすごみについては、カラスが認識しづらい黄色の半透明袋で印字色は赤色、また燃やさないごみについては、中身が確認しやすい無色透明袋で印字色については深緑色とすることが望ましいと考えます。

(4) 材質・厚さについて

破れにくい強度の確保が必要であり、燃やすごみに使用する袋については、薄くても丈夫な材質である「高密度ポリエチレン」で、厚さは「0.020mm以上」が望ましく、また燃やさないごみに使用する袋については、透明性に優れ良く伸びる材質である「低密度ポリエチレン」で、厚さは強度が保てる「0.025mm以上」が望ましいと考えます。

なお、バイオマスプラスチック製のごみ袋の導入については、ごみ袋は回収後すぐに焼却することから、コストのかかるバイオマスプラスチックを焼却するごみ袋に使う必要があるのか疑問であること、また市民の経済的負担が大きくなることから、現状では導入する必要はないものと考えます。

(5) 指定ごみ袋の記入欄の設定について

排出者がメモ書きに使用できることから、記入欄を設定することが望ましいと考えます。

(6) 販売方法について

市が指定ごみ袋の規格や仕様を定め、広く製造業者に公表した上で、規格・仕様に合った製造者の袋を認定し、事業者が自由に価格を設定して販売する方式が、広く市販されるとともに自由競争が働くため望ましいと考えます。

なお、袋の認定後については、粗悪な袋が流通しないように、市が定期的な検査を行うことを要望します。

付 記

本審議会において、その他のごみ減量・再資源化施策についても様々な提案があったことから、市においては、より一層ごみ減量施策について検討され、取り組まれることを期待します。